

販売会社：大和証券株式会社

この資料は、この商品の全ての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みの際は、「商品概要書」「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」などを必ずお読みください。

この商品は三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

1. 商品等の内容（当社は、組成会社等の委託を受け、お客さまに商品の販売の勧誘を行っています）

金融商品の名称・種類	たのしみ、ずっと(新通貨選択利率更改型終身保険)
組成会社（引受保険会社）	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
販売委託元	
金融商品の目的・機能	【目的】 <ul style="list-style-type: none">この終身保険を利用し、死亡した場合の、遺族への保障を準備いただけます。所定の積立利率で資金を運用し、毎年の契約応当日に定期支払金をお受取りいただけます。 【機能】 <ul style="list-style-type: none">契約通貨を、米ドル、豪ドルまたはユーロより選択いただけます。契約日後の毎年の契約応当日始に被保険者が生存している場合、契約通貨建ての定期支払金を解約控除なしにお受取りいただけます。被保険者が死亡した場合には、死亡保険金をお支払いします。なお、死亡保険金は、契約通貨建てで一時払保険料（基本保険金額）を保証します。
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	この商品は、以下のご意向があるお客さまを念頭に組成しています。 <ul style="list-style-type: none">まとまった資金で、死亡した場合の遺族への保障を準備しながら、円より金利の高い外貨建てで資産運用をしたいお客さま為替リスク、金利変動リスクに伴う元本割れを許容できるお客さま
パッケージ化の有無	ありません。
クーリング・オフの有無	クーリング・オフの適用があります。保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から起算して、8日以内であれば書面またはメールにより可能です。

- （質問例）
- ① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。
 - ② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。

2. リスクと運用実績（本商品は、損失が生じるリスクがあります）

<p>損失が生じるリスクの内容</p>	<p>【為替リスク】 一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、契約時にお申込みいただいた金額を下回る場合があります。 • 為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分の負担が生じます。 <p>【金利変動リスク】 解約払戻金は、運用資産（債券など）の市場価格の変動による影響を受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 債券は、金利が上昇すると価格が下落します。解約払戻金の計算には、この債券の価格変動を反映させるため、市場調整を導入しています。 <p>【解約時の元本割れリスク】 解約払戻金は、契約通貨建てでも一時払保険料を下回る場合があります。</p>												
<p>〔参考〕 為替レートの騰落率</p>	<p>【米ドル】 最大値 30.43% 最小値▲5.53% 平均値 5.26% 【豪ドル】 最大値 27.64% 最小値▲15.96% 平均値 2.77% 【ユーロ】 最大値 14.97% 最小値▲10.69% 平均値 3.26% ※ 2018年12月～2023年11月までの5年間の各月末における1年間の騰落率</p>												
<p>〔参考〕 実質的な利回り</p>	<p><被保険者の契約年齢が80歳以下の場合> 20年後の契約応当日における解約払戻金額と20年間の定期支払金の受取累計額の合計（契約通貨建て）を一時払保険料で除することで収益率を算出し、それを年複利換算により算出した利回りを実質的な利回りとします。実質的な利回り<積立利率となります。</p> <table border="1" data-bbox="512 1137 1385 1355"> <thead> <tr> <th>契約通貨</th> <th>積立利率</th> <th>実質的な利回り (年複利)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米ドル</td> <td>4.38%</td> <td>3.20%</td> </tr> <tr> <td>豪ドル</td> <td>4.10%</td> <td>3.04%</td> </tr> <tr> <td>ユーロ</td> <td>2.20%</td> <td>1.84%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記利回りは、一定の条件に基づいた参考値のため、実際に適用される利回りは、個別の保険設計書等をご確認ください。 ※ 積立利率適用期間中に解約した場合に支払われる解約払戻金の利回りを保証するものではありません。</p>	契約通貨	積立利率	実質的な利回り (年複利)	米ドル	4.38%	3.20%	豪ドル	4.10%	3.04%	ユーロ	2.20%	1.84%
契約通貨	積立利率	実質的な利回り (年複利)											
米ドル	4.38%	3.20%											
豪ドル	4.10%	3.04%											
ユーロ	2.20%	1.84%											
<p>〔参考〕 解約払戻金推移(率)</p>	<p>個別の保険設計書をご確認ください。</p>												

※ 損失が生じるリスクの内容の詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」の「この保険のリスクについて」「保障の内容について」「解約払戻金について」に記載しています。

- (質問例)
- ③ 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
 - ④ 相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。
 - ⑤ この商品は元本が保証されているか説明してほしい。
 - ⑥ 為替相場の変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
 - ⑦ 金利の変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
 - ⑧ 実質的な利回りなどのリターンではなく、保険商品としての機能やメリット（デメリット）について説明してほしい。

3. 費用（本商品の購入又は保有には、費用が発生します）

購入時に支払う費用 (販売手数料など)	積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、指標金利の上下 1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費をあらかじめ差引いています。
継続的に支払う費用 (信託報酬など)	
運用成果に応じた費用 (成功報酬など)	ありません。

※ 上記以外に生ずる費用を含めて詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」の「諸費用に関する事項の概要について」に記載しています。

(質問例) ⑨ 私がこの商品に〇〇万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。

⑩ 費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。

4. 換金・解約の条件（本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります）

- 解約はいつでも可能です。
- 解約する場合、解約控除（契約日からの経過年数に応じて、一時払保険料に対し 6%～0.6%）や市場金利の変動の影響により、解約払戻金は、契約通貨建てでも一時払保険料を下回る場合があります。
- 解約払戻金を円で受取る場合、為替相場の変動による影響を受けるため、一時払保険料（円換算額）を下回る場合があります。

※ 詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」の「解約払戻金について」に記載しています。

(質問例) ⑪ 私がこの商品を解約した場合、解約控除や市場金利の変動、為替相場の変動が解約払戻金にどのように影響するのか説明してほしい。

5. 当社の利益とお客さまの利益が反する可能性

大和証券（以下、「当社」という）がお客さまにこの商品を販売した場合、当社は、この商品の組成会社である三井住友海上プライマリー生命から、生命保険契約の募集や契約手続き、また契約後の照会対応等の対価とし、以下の手数料を頂きます。

契約時手数料 : 一時払保険料に対して、4.9%

当社は、この商品の組成会社（保険会社）との間で出向等の人的関係および資本的関係がありません

当社の販売員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されることはありません。当社は、保険業法の比較推奨販売ルールを遵守した募集を行っております。生命保険の同種の商品の中から当商品を推奨する場合には、推奨する理由をお客さまに説明しております。

※ 手数料の内容の詳細は、「商品概要書」に記載しています。

※ 利益相反の内容とその対処方針については、「[お客様第一の業務運営に関する方針](#)」をご参照ください。

(URL) <https://www.daiwa.jp/policy/fiduciary.html>

(質問例) ⑫ あなたの会社が得る手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

6. 租税の概要（NISA、iDeCoの対象か否かもご確認ください）

- 一時払保険料：一般の生命保険料控除の対象となります。
- 死亡保険金：契約者と被保険者が同一人の場合、相続税の対象となります。
- 定期支払金：定期支払額から必要経費控除後の金額に対して、所得税（雑所得）＋住民税が課税されます。
- 解約払戻金：解約払戻金額から一時払保険料を差引いた金額に対して、所得税（一時所得*）＋住民税が課税されます。

* 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があり、それを超える部分は、その 2 分の 1 が他の所得と合算されて総合課税されます。
※NISA、iDeCo の対象とはなりません。

※詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」の「税金のお取り扱いについて」に記載しています。

7. その他参考情報（契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください）

- 三井住友海上プライマリー生命が作成した「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」

https://www.ms-primary.com/products/tanoshimi_zutto/pdf/contract.pdf

